

高齢者福祉

高齢者等生活支援事業

1 短期入所サービス事業

介護する方の事情により、一時的に宿泊支援を必要とする方を対象に、短期間施設に宿泊することのできるサービスです。入所中、介護や機能訓練を受けることができます。

2 緊急通報システム設置事業

独居、高齢者夫婦世帯、障がいのある方の自宅に緊急通報装置を設置し、急病や事故など緊急時の連絡体制を確保します。

3 給食サービス事業

独居、高齢者夫婦世帯、障がいのある方に対し、決められた曜日に給食サービスを実施することで、健康保持を図ります。

4 家族介護用品支給事業

在宅で介護を受けている寝たきりの要介護4又は5の状態にある高齢者を介護している家庭の経済的負担を緩和するため、住民税非課税世帯に対し介護用品を現物で給付します。

お問い合わせ

保健福祉課介護福祉係

01466-2-4888